

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律

【公布】平成23年3月31日

【施行】港湾の種類の見直し関係: 平成23年4月1日

基本方針関係 : 平成23年9月15日 港湾運営会社関係 : 平成23年12月15日

我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを 行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港 湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設 する等の所要の措置を講ずる。

選択と集中

○ 港湾の種類の見直し

我が国港湾の国際競争力強化のため、国際コンテナ戦略港湾を港湾の種類として新たに「国際戦略港湾」と位置付けるとともに、特定重要港湾の名称を「国際拠点港湾」に改める。

○直轄港湾工事の国費負担率の引き上げ及び対象施設の拡充

国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルの係留施設(水深16m以上の耐震強化岸壁)について、直轄港湾工事の国費負担率を7/10とする。これに附帯するコンテナヤードを直轄港湾工事の対象施設に新たに追加する。(国費負担率は2/3)

- 港湾運営会社制度の創設
- 港湾運営会社制度を創設し、国際戦略港湾及び国際拠点港湾に導入する。
- ○港湾運営会社に対する無利子貸付制度の創設

現在、公社等に限定されている無利子貸付金の貸付対象を国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾運営会社に拡大する。



港湾運営の民営化

国又は港湾管理者 により指定

財産貸付

行政財産の貸付け

支援

荷役機械などの整備 に係る支援(税制・無 利子貸付)など

玉

監督

公共性確保のための チェック

(運営計画・料金変更 命令・監督命令・大口 株式保有への規制等)

港湾運営会社

民間企業経営者を登用し、運営計画に基づき、港湾運営に関する業務を一元的・効率的に実施

埠頭群の運営業務(公設民営)

- 料金決定権の確保
- ・荷主・船社等への営業活動

荷役機械など(会社が整備)

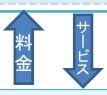
港湾<mark>施設</mark> (国•港湾管理者)

関連事業

流通施設の経営など関連事業は 自由に展開



民間資金



利用者(船社等)

財産貸付

行政財産の貸付け

協力

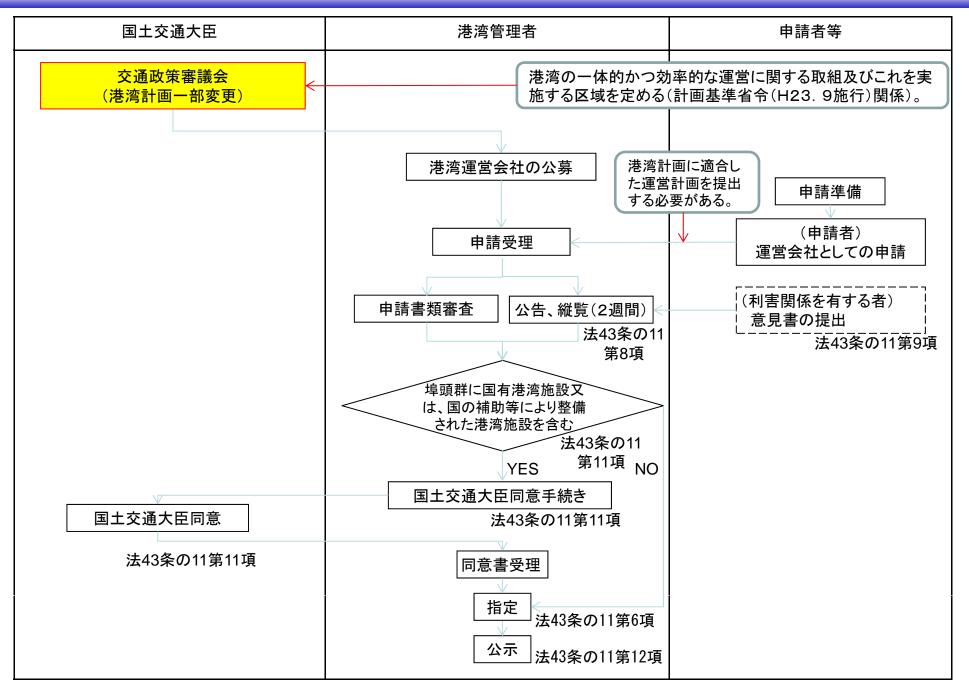
- ・港湾運営会社の提案も 踏まえ、港湾計画を作成
- ・臨港地区における行為 の届出の特例

監督

公共性確保のための チェック

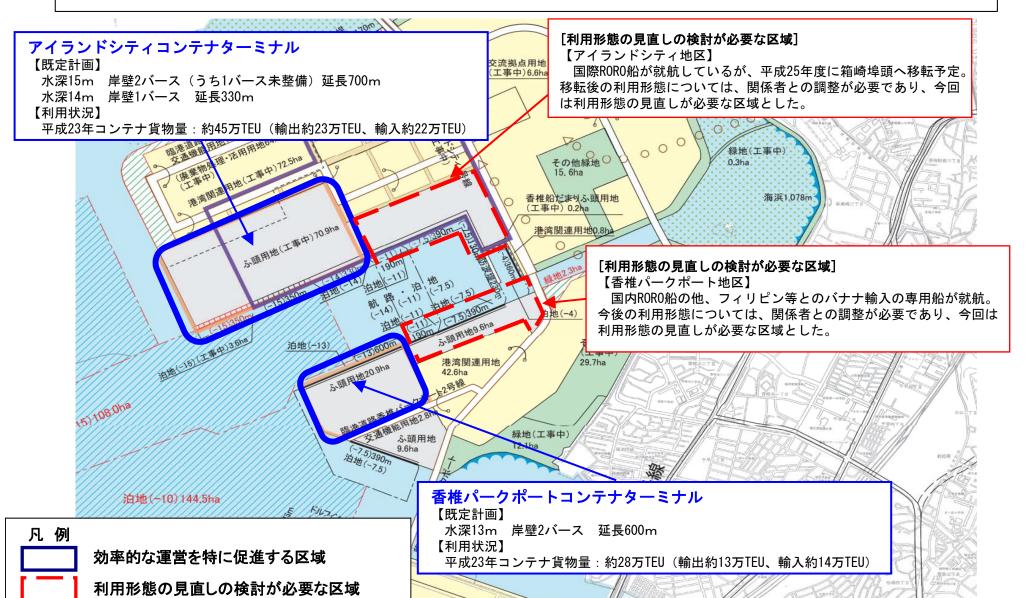
(運営計画・料金変更 命令・監督命令・大口 株式保有への規制等) 港湾管理者

博多港における港湾運営会社指定までの流れ



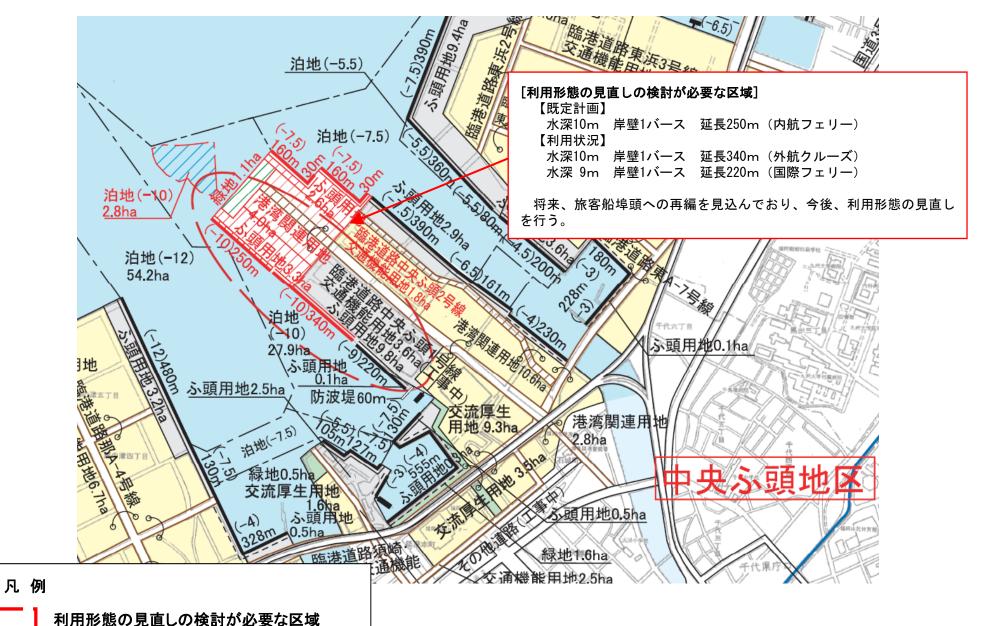
港湾の効率的な運営に関する事項(アイランドシティ地区、香椎パークポート地区)

民間の能力を活用し、港湾の一体的かつ効率的な運営の促進を図るため、コンテナ、RORO、フェリー(離島航路を除く)用の全ての埠頭を対象に、「効率的な運営を特に促進する区域」を計画する。



港湾の効率的な運営に関する事項(箱崎埠頭地区) 都市機能用地 11.5ha 臨港道路箱A-8号線交通機能用地7.7hd 工業用地 泊地(-7.5) 路崎小師四丁日 工業用地 S.頭用地2.7ha 緑地1.0ha -12)480m 国内·国際RORO 【既定計画】 貝塚 水深7.5m 岸壁4バース 延長520m 工業用地 90.9ha 【利用状況】 (-12)国内RORO(東京)が週6便就航。 港湾関連用地 平成23年取扱貨物量:315万トン (参考)現在の利用状況 89.9ha 平成25年度にアイランドシティ地区から 国際ROROが移転予定。 7. 5m×260m (2バース) (完成自動車) 1413m 完成自動車 2505111 7. 5m×520m 完成自動車 臨港道路箱A-2号線 (4パース) 国内RORO 国内RORO ふ頭用 国際RORO 22.6ha (平成25年度~) -12)240m \((-7.5)390m 港湾関連用地 国内RORO 中古車等 国際RORO (整備中) 泊地(-7.5) 中古建機 凡例 効率的な運営を特に促進 効率的な運営を特に促進する区域 する区域 利用形態の見直しの検討が必要な区域

利用形態の見直しが必要な区域(中央埠頭地区)



確認の視点

確認事項	国としての確認の視点
	基本方針※
港湾の効率的な運営 に関する事項	VI 港湾の効率的な運営 1 民間能力の活用による港湾運営の効率化
	特に、国際海上コンテナ輸送においては、船舶の大型化の進行とともに、アジア域内での貨物量の急激な増加を背景に、基幹航路の維持・拡大を巡り、東アジアにおいて港湾間の国際競争が激化しており、戦略的な港湾運営が極めて重要となってきている。 (略)
	地域における産業や経済の実情等の港湾を取り巻く状況を勘案しながら、これらの制度を活用し、我が国に おいても民間の能力を活用した港湾運営の効率化を進める。

[※]港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成23年9月15日施行)